

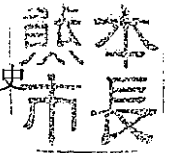
都 技 発 第 351 号

平成 27 年 2 月 16 日

一般社団法人 熊本県建設業協会

会長 橋口 光徳 様

熊本市長 大西 一史



公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置の実施について

残寒の候、貴協会の皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の社会基盤の整備にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では国と同様に、平成 27 年 2 月 1 日付けで公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定を行っております。

この単価改定に伴いまして、国は 2 月 1 日以降に契約を行う工事・業務委託のうち、旧労務単価（H26. 2 月単価）を用いて積算したものについては、新労務単価（H27. 2 月単価）に変更請求が出来る特例措置を実施しております。

本市におきましても、国と同様に特例措置を実施することとし、今回の対象となる案件につきましても、担当部署から受注者様へ通知を行うこととしております。

なお、今回の単価改定は、労働市場の実勢価格の反映とともに、社会保険への加入徹底の観点から必要な法定福利費相当額が反映されております。

従いまして、技能労働者への賃金や下請企業との契約金額への反映等、適切にご対応頂きますよう重ねてご周知の程お願いいたします。

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 - 1（花畑町別館 4 階）

熊本市 都市建設局 技術管理課

TEL : 096-328-2543

E-mail : gijutsukanri@city.kumamoto.lg.jp